

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成30年1月18日(2018.1.18)

【公開番号】特開2017-63683(P2017-63683A)

【公開日】平成29年4月6日(2017.4.6)

【年通号数】公開・登録公報2017-014

【出願番号】特願2015-191989(P2015-191989)

【国際特許分類】

A 01 K 87/06 (2006.01)

A 01 K 87/08 (2006.01)

【F I】

A 01 K 87/06 B

A 01 K 87/08 B

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月30日(2017.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【発明の名称】魚釣用リールシート及び当該魚釣用リールシートを備える釣竿

【技術分野】

【0001】

本発明は、魚釣用リールの脚部を固定する魚釣用リールシート及び当該魚釣用リールシートを備える釣竿に関する。

【背景技術】

【0002】

魚釣用リールは、魚釣用リールシート(以下、簡単にリールシートともいう)を介して釣竿に固定される。例えば、特開2009-65868号公報(特許文献1)には、リール着座部と、当該リール着座部の一方の端部に取り付けられた固定フードと、当該リール着座部の他方の端部に釣竿の軸方向に移動自在に取り付けられた可動フードとを備えたリールシートが開示されている。このリールシートは、使用時には、リールシートに固定されたリールの支脚を中指と薬指(又は薬指と小指)の間に挟んだ状態で、各指で当該リールシートの表面を握りこむように把持される(特許文献1の図1参照)。

【0003】

このリールシートのグリップ性を改善することが求められている。例えば、特開2011-205949号公報(特許文献2)では、リールシートの外表面に左右一組の凹部を形成し、さらにこの凹部を連絡する貫通孔を形成することにより、グリップ性を向上させることが提案されている。

【0004】

また、特開2014-117209号公報(特許文献3)においては、リールシートの円筒状の主環部の外側に膨出部を設けることが提案されている。この膨出部は、釣竿にベイトリールが装着された状態で釣人がベイトリールを指で握ったときに、釣人の小指球に当接する位置に設けられている。

【0005】

リールシートは、通常、中指と薬指(又は薬指と小指)との間にリールの支脚を挟んだ状態で、各指によってリールシートの表面を握りこむように把持されるので、釣り人がリ

ールシート及びリールの脚部を把持したときにスペーサの後側には釣り人の小指が当接し、一方、スペーサの前側には釣り人の中指が当接する。従来のリールシートにおけるスペーサは、釣竿の軸方向にわたって概ね一定の外径を有しているので、スペーサの外径が比較的大きい場合には、小指でスペーサの外周面に力を加えやすい反面、中指でスペーサの外周面にうまく力を伝えることができない。つまり、この場合、スペーサの前側の部分は太すぎて中指で十分な力を加えづらい。これとは逆に、スペーサの外径が比較的小さい場合には、中指でスペーサの外周面に力を加えやすい反面、小指でスペーサの外周面にうまく力を伝えることができない。つまり、この場合、スペーサの後側の部分は細すぎて小指で十分な力を加えづらい、という課題があった。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】特開2009-65868号公報

【特許文献2】特開2011-205949号公報

【特許文献3】特開2014-117209号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

本発明は、魚釣用リールシートを安定して把持するための新たな改良を提供する。本発明の他の目的は、本明細書全体を参照することにより明らかとなる。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明の一実施形態に係るリールシートは、釣竿本体の外周面に設けられ、魚釣用リールの前脚を受け入れる前方フードと、後脚を受け入れる後方フードと、前記前方フードと前記後方フードとの間に設けられる筒状のスペーサと、を備える。

【0009】

本発明は、主に、このスペーサの形状に関する改良を提供する。本発明の一実施形態におけるスペーサは、前記前方フードと前記スペーサとが接続する位置における前記スペーサの外径寸法が、前記後方フードと前記スペーサとが接続する位置における前記スペーサの外径寸法よりも小さい。より具体的には、前記魚釣用リールが取り付けられたときの前記支脚より後側における外径が当該支脚より前側における外径よりも小さくなるように形成される。リールシートは、通常、中指と薬指（又は薬指と小指）との間にリールの支脚を挟んだ状態で各指でリールシートの表面を握りこむように把持されるので、釣り人がリールシート及びリールの脚部を把持したときにスペーサのうちリールの支脚より後側には釣り人の小指が当接し、一方、スペーサのうちリールの支脚より前側には釣り人の中指が当接する。従来のリールシートにおけるスペーサは、釣竿の軸方向にわたって概ね一定の外径を有しているので、スペーサの外径が比較的大きい場合には、小指でスペーサの外周面に力を加えやすい反面、中指でスペーサの外周面にうまく力を伝えることができない。つまり、この場合、スペーサのうち支脚より前側の部分は太すぎて中指で十分な力を加えづらい。これとは逆に、スペーサの外径が比較的小さい場合には、中指でスペーサの外周面に力を加えやすい反面、小指でスペーサの外周面にうまく力を伝えることができない。つまり、この場合、スペーサのうち支脚より後側の部分は細すぎて小指で十分な力を加えづらい。

【0010】

これに対して、本発明の一実施形態におけるスペーサは、前方フードとスペーサとが接続する位置におけるスペーサの外径寸法が、後方フードとスペーサとが接続する位置におけるスペーサの外径寸法よりも小さくなるように形成されているので、中指が当接する部分が小指が当接する部分よりも太くなる。したがって、中指及び小指の両方でスペーサの外表面に十分な力を加えることができるので、グリップ性が改善されたリールシートを得ることができる。

【0011】

本発明の一実施形態においては、前記スペーサの外表面に周方向に延びる溝が形成される。これにより、リールシートのグリップ性をさらに向上させることができる。

【0012】

本発明の一実施形態においては、前記スペーサの外表面の前後方向の中央付近にバンプが設けられている。これにより、釣り人がリールシートを握ったときに、当該釣り人の掌のくぼみを当該バンプで支持することができるので、グリップ性をさらに向上させることができる。

【0013】

本発明の一実施形態においては、前記スペーサの外周面の側部に突起が設けられる。これにより、釣り人がリールシートを握っているときに当該リールシートをその軸周りに回転させる外力が作用しても、釣り人は当該突起を指で押さえることにより、リールシートの姿勢（ひいては釣竿の姿勢）を維持することができる。

【0014】

本発明の一実施形態においては、前記スペーサは、その前端が、前記魚釣用リールが取り付けられたときに、前記前脚の下面に当接するように形成される。これにより、前方フード及び後方フードだけでなくスペーサの一部も使って魚釣用リールを支持することができる。よって、当該実施形態によれば、魚釣用リールをより安定して保持することができる。

【0015】

本発明の一実施形態における釣竿は、上述したいずれかの魚釣用リールシートを備える。また、本発明の一実施形態における釣竿は、前記竿部材の外周面の前記スペーサと前記後方フードとの間にリングをさらに備える。当該リングは、その前端における外径がその後端における外径よりも小さくなるように構成されている。これにより、スペーサの小径の後端と当該リングの前端との間の段差を小さくすることができるので、リールシートのグリップ性をさらに改善することができる。

【0016】

本発明の一実施形態における釣用具は、前記釣竿と、前脚及び後脚を有する魚釣用リールとを備える。前記前方フードは、前記魚釣用リールの前脚を受け入れるように構成される。前記後方フードは、前記魚釣用リールの後脚を受け入れるように構成される。前記スペーサは、前記魚釣用リールが取り付けられたときの前記支脚より後側における外径が当該支脚より前側における外径よりも小さくなるように形成される。これにより、釣竿のグリップ性をさらに向上させることができる。なお、本発明の一実施形態において、釣用具とは、釣竿と魚釣用リールとを少なくとも備える魚釣用具を意味し、さらに他の部品を備えていてもよい。

【発明の効果】**【0017】**

本発明の実施形態により、リールシートを安定して把持するための様々な改良が提供される。

【図面の簡単な説明】**【0018】**

【図1】本発明の第一実施形態に係るリールシートを示す側面図

【図2】図1のリールシートを手で把持された状態を示す模式図

【図3】本発明の第二実施形態に係るリールシートを示す側面図

【図4】本発明の第三実施形態に係るリールシートを示す側面図

【発明を実施するための形態】**【0019】**

以下、本発明の様々な実施形態を添付図面を参照して説明する。なお、各図面において共通の構成要素には共通の参照符号が付されている。また、各図面は、説明の便宜上、必ずしも正確な縮尺で記載されているとは限らない点に留意されたい。

【0020】

まず、図1を参照して本発明の第一実施形態に係るリールシートについて説明する。図1は、本発明の第一実施形態に係るリールシートを示す側面図である。図示のように、釣竿1は、細長い円筒状の竿部材2を備えている。この竿部材2の後端には、パッド3が設けられている。このパッド3よりもやや前方の竿部材2の外表面には、リールシート10が設けられる。このリールシート10には、魚釣用リール5(単に、「リール5」ということもある。)が着脱可能に装着される。

【0021】

リール5は、その脚部6を介してリールシート10に装着される。脚部6は、スプールやハンドルを備えたりール本体から延伸する支脚7と、当該支脚7の下端から前方に延伸する前脚8と、当該支脚7の下端から後方に延伸する後脚9と、を有する。リール5は、リールシート10に装着可能なものである限り特定の構成に限定されるものではない。本発明においては、例えば、スピニングリール、両軸受型リール、及び片軸受型リール等の様々なリールをリール5として用いることができる。

【0022】

リールシート10は、前方フード12と、後方フード18と、スペーサ20と、を備える。前方フード12と後方フード18とは別体に構成されており、竿部材2の軸方向に所定間隔離間した位置に配置される。

【0023】

後方フード18は、ほぼ円筒状の形状を有している。後方フード18の内周面には雌ネジが形成されている。また、竿部材2の外周面のスペーサ20の後方の位置には雄ネジが接着されている。後方フード18は、その内周面の雌ネジ部が竿部材2に設けられた当該雄ネジ部と螺合するように設けられる。したがって、後方フード18を竿部材2の軸周りで回転させることにより、当該後方フード18は、その回転方向に応じて、前方フード12に対して接近する方向又は離反する方向に移動する。後方フード18は、典型的には、ナイロン、ポリエチレンテレフタレート、及びABS樹脂等の硬質合成樹脂部材から射出成型により形成される。

【0024】

竿部材2の外周面上の後方フード18の取付位置から所定間隔前方に離間した位置には前方フード12が固定される。前方フード12は、例えば、接着材により竿部材2の外周面に接着される。前方フード12は、ほぼ円筒状に形成される。前方フード12は、釣り人の握り易さを考慮して、その外周面が釣竿1の穂先側から竿尻側に向かって若干拡径するように形成されてもよい。前方フード12は、典型的には、後方フード18と同様に硬質合成樹脂部材から射出成型により形成される。

【0025】

前方フード12の後端には、リール5の前脚8を受け入れる受入口12aが形成されている。また、固定フード18の前端には、リール5の後脚9を受け入れる受入口18a0が形成されている。

【0026】

前方フード12及び後方フード18の材料、製法、及び形状等は、本明細書で明示されたものに限られず、本明細書で例示された態様には様々な変更が加えられ得る。例えば、前方フード12及び/又は後方フード18は、アルミ、SUS、チタン等の金属から構成され得る。また、後方フード18には、不図示の指掛け部(トリガー)を形成することもできる。トリガーは、特開2005-46162号公報等の様々な文献で開示されており、その具体的構成は当業者に明らかであるため、本明細書ではその詳細な説明は省略する。また、図1の実施形態では、後方フード18が竿部材2に対して移動可能で前方フード12が竿部材2に固定されているが、前方フード12を竿部材2に対して移動可能とし後方フードを竿部材2に対して移動可能に構成しても良い。

【0027】

リール5の装着時には、まず前方フード12の受入口12aにリール5の前脚8の先端

を挿入する。続いてリール 5 の後脚 9 の先端が後方フード 18 の受入口 18 a に挿入されるように、後方フード 18 を回転させて前方フード 12 に近づく方向に移動させる。これにより、リール 5 の前脚 8 及び後脚 9 を前方フード 12 内及び後方フード 18 内にそれぞれ収容できる。このようにして、リール 5 をリールシート 10 に装着することができる。

【0028】

上述したように、元竿部材 3 の外周面の前方フード 12 と後方フード 18 との間にはスペーサ 20 が設けられる。スペーサ 20 は、中空の筒状に形成され、その内周面が竿部材 2 の外周面に固定される。スペーサ 20 は、EVA やコルク等の柔軟性のある素材から形成されてもよいし、カーボンや ABS 樹脂等の硬質の材料から形成されてもよい。これらの素材は例示に過ぎず、スペーサ 20 の材料としては、本明細書において明示的に説明するもの以外にも様々な材料を用いることができる。

【0029】

図 1 に示す通り、スペーサ 20 は、前方フードとスペーサ 20 とが接続する位置におけるスペーサ 20 の外径寸法が、後方フードとスペーサ 20 とが接続する位置におけるスペーサ 20 の外径寸法よりも小さい。さらに、スペーサ 20 は、リール 5 がリールシート 10 に装着されたときに、当該リール 5 の支脚 7 より後側における外径が当該支脚 7 より前側における外径よりも小さくなるように形成される。例えば、図 1 に示すとおり、スペーサ 20 は、その外径が後端において最大で前端において最小となるように構成される。スペーサ 20 の外径は、図 1 に示すようにその後端から前端に向かって単純に減少してもよい。また、スペーサ 20 は、その後端と前端との間で外径が一定になるプラトーを有していてもよい。好ましくは、スペーサ 20 は、リール 5 がリールシート 10 に装着されたときに、当該リール 5 の支脚 7 より後側における外径が当該支脚 7 より前側における外径よりも小さくなるように形成される。

【0030】

本発明の第一実施形態において、リール 5 がリールシート 10 に装着された状態において、スペーサ 20 のその前端 20 a 側が、リール 5 の前脚 8 の下面に当接するように形成される。スペーサ 20 のその前端 20 a 側は、前方フード部の受入口 18 a の底面と連続するように形成されている。これにより、前方フード 12 及び後方フード 18 だけでなくスペーサ 20 の前端側の一部も使って魚釣用リールを支持することができるので、リール 5 はより安定的にリールシート 10 に保持される。

【0031】

また、本発明の一実施形態において、スペーサ 20 と後方フード 18 との間にはリング 30 が設けられている。リング 30 は、竿部材 2 の外周面に接着により固定されてもよい。このリング 30 は、その前端における外径がその後端における外径よりも小さくなるように構成されている。これにより、スペーサ 20 の後端の外径とリング 30 との間の段差を小さくすることができるので、リールシート 10 のグリップ性をさらに改善することができる。

【0032】

リール 5 としてスピニングリールを用いる場合には、図 2 に示すように、釣り人は、典型的には、中指と薬指（又は薬指と小指）との間に当該リール 5 の支脚 7 を挟んだ状態で、リールシート 10 を握りこむ。このようにリールシート 10 が握られたときに、スペーサ 20 の後側外径が前側外径よりも小さくなるように形成されているので、スペーサ 20 の外径が比較的大きい部分に中指を当接させるとともに、スペーサ 20 の外径が比較的小さい部分に小指を当接させることができる。このように、中指及び小指の両方でスペーサの外表面に十分な力を加えることができるので、優れたグリップ性を得ることができ。

【0033】

図 3 は、本発明の第二実施形態に係るリールシートを示す側面図である。図 3 に示すリールシート 110 は、第一実施形態とは異なるスペーサ 120 を備えている。図 3 に示すリールシート 110 は、スペーサ以外は図 1 のリールシート 10 と同様に構成される。図 3 のスペーサ 120 は、その外表面に周方向に延びる単数又は複数の溝 120 a が形成さ

れている。スペーサ120は、溝120aの有無以外は、スペーサ20と同様に構成される。

【0034】

この溝120aは、スペーサ120の外周面において、リールシート110を握った手の指（特に、中指、薬指、及び小指）が当接する位置に形成される。これにより、リールシート110を握った手の指が溝120aに引っ掛かるので、指がリールシート110上を滑りにくくなる。このように、リールシート110は、より優れたグリップ性を奏する。

【0035】

図4は、本発明の第三実施形態に係るリールシートを示す側面図である。図4に示すリールシート210は、第一、第二実施形態とは異なるスペーサ220を備えている。図4に示すリールシート210は、スペーサ以外は図1のリールシート10と同様に構成される。図4のスペーサ220は、その前後方向の中央付近にバンプ220aが設けられている。すなわち、このバンプ220aは、スペーサ220の外周面において、リールシート210を握った掌のくぼみに当接する位置に形成される。このように、図4に示すリールシート210によれば、釣り人の掌のくぼみをバンプ220aで支持することができる、グリップ性をさらに向上させることができる。

【0036】

本明細書で説明された各構成要素の寸法、材料、形状、及び配置は、実施形態中で明示的に説明されたものに限定されず、むしろ本発明の範囲に含まれうる任意の寸法、材料、形状、及び配置を有するように各構成要素を変形することができる。また、本明細書において明示的に説明した以外の構成要素を、説明した実施形態に付加することもできるし、各実施形態において説明した構成要素の一部を省略することもできる。

【0037】

例えば、スペーサ20、スペーサ120、スペーサ220の外周面の側部（例えば、リール5が取り付けられる位置から竿部材2の軸方向周りに約90度回転した位置）には、単数又は複数の突起を設けることができる。これにより、釣り人がリールシートを握っているときに当該リールシートをその軸周りに回転させる外力が作用しても、釣り人は当該突起を指で押さえることにより、リールシートの姿勢（ひいては釣竿の姿勢）を維持することができる。

【符号の説明】

【0038】

- 1 釣竿
- 2 竿部材
- 5 リール
- 7 支脚
- 8 前脚
- 9 後脚
- 10、110、210 リールシート
- 12 前方フード
- 18 後方フード
- 20、120、220 スペーサ
- 30 リング

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

釣竿本体の外周面に設けられ、魚釣用リールの前脚を受け入れる前方フードと、後脚を受け入れる後方フードと、前記前方フードと前記後方フードとの間に設けられる筒状のスペースと、を備える魚釣用リールシートであって、

前記スペースは、前記前方フードと前記スペースとが接続する位置における前記スペースの外径寸法が、前記後方フードと前記スペースとが接続する位置における前記スペースの外径寸法よりも小さい、ことを特徴とする魚釣用リールシート。

【請求項 2】

前記スペースは、前記前方フード側から前記後方フード側に向かって、その外径寸法が小さくなるように形成されている、ことを特徴とする請求項 1 に記載の魚釣用リールシート。

【請求項 3】

前記スペースの外表面に周方向に延びる溝を形成した、ことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載のリールシート。

【請求項 4】

前記スペースの外表面の前後方向の中央付近にバンプが設けられている、ことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載のリールシート。

【請求項 5】

前記スペースの外周面の側部に突起が設けられている、ことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載のリールシート。

【請求項 6】

前記スペースは、前記前方フードと接続する位置における外径が、前記前方フードの前脚受入口の底面の外径と略同一である、ことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載のリールシート。

【請求項 7】

請求項 1 ないし請求項 6 のいずれか 1 項に記載の魚釣用リールシートを備える釣竿。

【請求項 8】

前記釣竿の外周面の前記スペースと前記後方フードとの間にリングを備え、前記リングは、その前端における外径がその後端における外径よりも小さくなるように構成されている、ことを特徴とする請求項 7 に記載の釣竿。

【請求項 9】

請求項 7 又は請求項 8 に記載の釣竿と、前脚及び後脚を有する魚釣用リールとを備える釣用具であって、前記前方フードは、前記魚釣用リールの前脚を受け入れるように構成され、前記後方フードは、前記魚釣用リールの後脚を受け入れるように構成され、前記スペースは、前記魚釣用リールが取り付けられたときの前記支脚より後側における外径が当該支脚より前側における外径よりも小さくなるように形成されることを特徴とする釣用具。